

審査基準整理票

処分名	在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業の助成の決定		
根拠法令名	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱		(条項) 第2条
基準法令名	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱		(条項) 第2条
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)		(条項) 第7条又は第2条第2項
	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)		(条項) 第15条第4項
	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)		(条項) 別表第5号
	療育手帳制度実施要綱(滋賀県要綱)		
	大津市地域支援事業等(高齢者居宅生活支援)実施要綱		(条項) 第11条
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日

- 【審査基準】 ・文書の名称【大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱】
・掲載図書等【
・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業の対象者は、以下の基準を満たす者とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に居住する者であって、本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得額が、改造を行う年の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条又は第2条第2項の規定により算定した額を超えないものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、肢体又は視覚の障害が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の第1級又は第2級に該当するもの

(2) 療育手帳制度実施要綱（滋賀県要綱）の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAと判定されたもの

(3) 前2号に規定する重度障害者が共同住居等に居住している場合における当該共同住居等の設置者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に該当する者であっても助成対象者としな

(1) 大津市地域支援事業等（高齢者居宅生活支援）実施要綱（以下「市地域支援事業等実施要綱」という。）第11条に規定する小規模住宅改造経費助成の受給対象者

(2) 過去にこの要綱による助成を受けた者。ただし、特別の事情がある場合であって、過去に受けた助成金の額が第4条第3項に規定する助成金の限度額に達していない者を除く。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。